

福岡県公報

令和元年六月十八日
第十三号
増刊
①

目次

教育委員会

○社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則（教育庁社会教育課）……………1

正 誤

○福岡県税条例施行規則等の一部を改正する規則（平成三十一年福岡県規則第十号）中正誤……………1

教育委員会

社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年六月十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

社会教育主事資格認定規則の一部を改正する規則

社会教育主事資格認定規則（昭和三十五年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三条各号を次のように改める。

一 法第九条の四第一号に規定する社会教育主事補の職並びに社会教育に係のある職及び業務を四年以上経験している者

二 法第九条の四第二号に規定する教育に関する職を四年以上経験している者

三 法第九条の四第一号に規定する社会教育に係のある職に相当する職及び社会教育に係のある業務に相当する業務を四年以上（大学に二年以上在学して六十二単

位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については三年以上、大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者については一年以上）経験している者第四条中「行った」を「行った」に改める。

様式第一号中「~~社会教育~~」を削り、「~~社会教育~~」を「~~社会教育~~」に改める

様式第二号中「~~社会教育~~」を削り、「~~社会教育~~」を「~~社会教育~~」に改める

様式第三号中「~~社会教育~~」を削り、「~~社会教育~~」を「~~社会教育~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

正 誤

31 ・ 4 ・ 26	発行年月日
4088 増刊①	番公 号報
規 則	種 類
10	番同 号上
58	ペ ー ジ
○	上 欄
	下
2	行
	備 考
平 [○] 成 [○] 二 十 五 年	正
昭 [●] 和 [●] 二 十 五 年	誤